

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	マックスバリュ東海株式会社	コード	8198
提出日	2023/5/8	異動（予定）日	2023/5/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付されるため		
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	矢部 謙介	社外取締役	○														○		有
2	梶本 文喜	社外取締役	○														○		有
3	足羽 由美子	社外取締役	○														○		有
4	高橋（現姓 田中）理恵子	社外監査役	○														○	新任	有
5	木村 正光	社外監査役						△											
6	熊谷 美知雄	社外監査役				△		△											

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	矢部謙介氏は、企業の経営戦略構築、中期経営計画策定支援など経営コンサルティング業務に従事された後、大学において教授を務められており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映し、当社の持続的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を行っていただけると判断し、独立役員として指定いたしました。当社と矢部謙介氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反を生ずる恐れはないと判断します。
2	該当事項なし	梶本文喜氏は、企業経営に長年にわたって携われ、その中で培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、当社の持続的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を行っていただけると判断し、独立役員として指定いたしました。当社と梶本文喜氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反を生ずる恐れはないと判断します。
3	該当事項なし	足羽由美子氏は、税理士として長年活動されているほか、企業経営に携わられており、その中で培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、当社の持続的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を行っていただけると判断し、独立役員として指定いたしました。当社と足羽由美子氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反を生ずる恐れはないと判断します。
4	該当事項なし	高橋（現姓 田中）理恵子氏は、弁護士として活動されており、企業内弁護士として他企業での法務経験もあることから、当社の経営に対して的確な助言、監督を行っていただけると判断し、独立役員として指定いたしました。なお、同氏が所属しております弁護士法人は、当社の親会社との顧問契約を締結しておりますが、同氏は顧問契約に関与しておらず、親会社の業務執行者に該当しません。また、当社と同法人及び同氏の間には、特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反を生ずる恐れはないと判断します。
5	木村正光氏は、過去に、当社の兄弟会社である株式会社ジーフットの業務執行者でありました。	木村正光氏は、株式会社ジーフットの営業部門、管理部門に携われ、その豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営に対して的確な助言、監督を行っていただけると判断し、社外監査役に選任いたしました。
6	熊谷美知雄氏は、過去に、当社の親会社であるイオン株式会社、当社の兄弟会社であるマックスバリュ北海道株式会社（現イオン北海道株式会社）、イオンビッグ株式会社、マックスバリュ南東北株式会社、イオンビッグマレーシア、イオンオレンジ、イオン華東の業務執行者でありました。	熊谷美知雄氏は、イオングループ企業の大要職を歴任され、その中で培われた豊富な経験と高い見識から、当社の経営に対して的確な助言、監督を行っていただけると判断し、社外監査役に選任いたしました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。